

令和3年生駒市議会（第3回）定例会議案

令和3年6月2日

生 駒 市

令和3年生駒市議会（第3回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 2 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 3 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	3～4
報告第 4 号	令和2年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	5～6
報告第 5 号	令和2年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	7
報告第 6 号	令和2年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	8
報告第 7 号	令和2年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書	9
議案第 38 号	令和3年度生駒市一般会計補正予算（第4回）	10～20
議案第 39 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	21～22
議案第 40 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第 41 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第 42 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	25～26
議案第 43 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27～28
議案第 44 号	生駒市病院事業推進委員会委員の任命について	29

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和3年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和3年3月23日（火）午前10時頃

2 事故発生場所

生駒市小瀬町地内

3 損害賠償額

211,255円

4 事故の概要

上記の場所において、敷地内に車で進入する際に、市道との境界部にある
道路側溝にかけられている鉄蓋が跳ね上がり、左後輪バンパー付近を損傷さ
せたもの。

令和3年5月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 3 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和3年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和3年4月2日（金）午前11時頃

2 事故発生場所

生駒市辻町地内

3 損害賠償額

84,700円

4 事故の概要

上記場所の駐車場から出る際、フェンスに公用車の前部を当て損傷させた
もの。

令和3年5月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和2年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入 国県支出金	特定財 地方債	財源			
								その他			
民生費	社会福祉費	介護保険施設整備助成事業	61,091,000	61,091,000		61,091,000					
	児童福祉費	市立保育所管理運営事業	2,000,000	2,000,000		2,000,000					
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	9,232,000	9,232,000		9,232,000					
	清掃費	ごみ処理経費	5,428,000	5,427,200						5,427,200	
産業経済費	農業費	土地改良事業	49,840,000	49,840,000		49,840,000					
		道路橋梁維持補修事業	30,582,000	15,062,000		7,529,155	700,000			6,832,845	
土木費	道路橋梁 及び河川費	橋梁予防保全事業	13,032,000	12,032,000		5,989,500	4,400,000			1,642,500	
		生活道路安全対策事業	1,151,000	890,700		445,350				445,350	
		企業誘致関連道路整備事業	15,282,000	14,213,100		6,332,650	4,600,000			3,280,450	
	都市計画費	河川水路改修事業	919,000	725,280							725,280
		まちづくり推進事業	16,721,000	16,721,000		2,500,000					14,221,000
		公園整備事業	35,000,000	35,000,000		17,500,000	17,500,000				
	下水道費	下水道事業会計補助金	7,000,000	7,000,000						7,000,000	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国県支出金	地方債	特定財源		
教育費	小学校費	小学校管理運営事業	1,200,000	1,200,000			1,200,000			
		小学校施設整備事業	3,495,000	3,495,000					3,495,000	
	中学校費	中学校管理運営事業	800,000	800,000			800,000			
		中学校施設整備事業	257,092,000	257,092,000			85,697,000	171,300,000	95,000	
	幼稚園費	幼稚園管理運営事業	4,000,000	4,000,000			4,000,000			
		生涯学習施設管理事業	7,403,000	7,403,000			7,403,000			
	社会教育費	コミュニティセンター管理	1,999,000	1,999,000			1,999,000			
		学校給食センター整備事業	90,200,000	90,200,000			72,791,000		17,409,000	

令和3年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和2年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	納 付 金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	291,172,000	38,690,080	252,481,000	0	27,205,500	225,275,500	920	0	
			円	円	円	円	円	円	円	円	

令和3年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和2年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国庫補助金	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	中央監視制御設備更新事業	664,806,000	145,325,000	0	145,325,000	0	145,325,000	145,325,000	48,441,000	96,884,000	0
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

令和3年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 2 年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

[単位 円]

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	一般会計補助金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	191,539,000	43,538,400	148,000,000	35,000,000	105,900,000	7,000,000	100,000	600	0	
		流域下水道事業	11,500,000	0	11,500,000	0	11,400,000	0	100,000	0	0	

令和 3 年 6 月 2 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和3年度生駒市一般会計補正予算（第4回）

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,508,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		763,144	6,098	769,242
	1 使用料	381,257	6,098	387,355
15 国庫支出金		6,481,184	654,956	7,136,140
	1 国庫負担金	5,202,624	14,705	5,217,329
	2 国庫補助金	1,253,104	640,251	1,893,355
16 県支出金		2,937,892	101,908	3,039,800
	2 県補助金	653,715	100,582	754,297
	3 委託金	249,253	1,326	250,579
20 繰越金		310,781	21,166	331,947
	1 繰越金	310,781	21,166	331,947
21 諸収入		1,019,952	68	1,020,020
	4 雑入	1,011,350	68	1,011,418
歳 入 合 計		38,724,582	784,196	39,508,778

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		15,909,965	165,775	16,075,740
	2 児童福祉費	6,959,017	165,775	7,124,792
4 衛生費		4,993,776	471,095	5,464,871
	1 保健衛生費	2,739,192	471,095	3,210,287
5 産業経済費		666,519	106,000	772,519
	2 商工費	485,074	106,000	591,074
8 教育費		4,650,304	1,326	4,651,630
	3 中学校費	259,919	1,326	261,245
11 予備費		50,000	40,000	90,000
	1 予備費	50,000	40,000	90,000
歳 出 合 計		38,724,582	784,196	39,508,778

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 衛生使用料	28,529	6,098	34,627	1 保健衛生使用料		6,098	地域外来検査センター使用料
計	381,257	6,098	387,355				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 衛生費国庫負担金	429,448	14,705	444,153	1 保健衛生費負担金		14,705	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	5,202,624	14,705	5,217,329				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	439,810	165,775	605,585	2 児童福祉補助金		165,775	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
3 衛生費国庫補助金	171,958	420,660	592,618	1 保健衛生費補助金		420,660	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
4 産業経済費国庫補助金	7,802	53,816	61,618	2 商工費補助金		53,816	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	1,253,104	640,251	1,893,355				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
3 衛生費県補助金	19,185	3,552	22,737	1 保健衛生費補助金	3,552	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
4 産業経済費県補助金	16,366	97,030	113,396	2 商工費補助金	97,030	飲食店等営業時間短縮協力金市町村支援補助金
計	653,715	100,582	754,297			

(款) 16 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
4 教育費委託金	0	1,326	1,326	1 教育総務費委託金	1,326	地域部活動推進事業委託金
計	249,253	1,326	250,579			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 繰越金	310,781	21,166	331,947	1 繰越金	21,166	前年度繰越金
計	310,781	21,166	331,947			

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	1,010,699	68	1,010,767	4 雑入	68	事務取扱手数料等	
計	1,011,350	68	1,011,418				

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		内 訳			
				特 定 財 源	地 方 債				
1 児童福祉総務費	2,917,777	165,775	3,083,552	165,775 (国補)	165,775	一般財源	1,500	パートタイム会計年度任用職員	
							128		
							268	社会保険料等	
							98	費用弁償	
							23	消耗品費 印刷製本費	
							358	通信運搬費 手数料	
							1,100	児童手当システム等委託料	
							162,300	臨時特別給付金	
計	6,959,017	165,775	7,124,792						

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		内 訳			
				特 定 財 源	地 方 債				
2 予防費	1,242,930	471,095	1,714,025	438,917 (国負)	14,705 (国補)	一般財源	2,423	パートタイム会計年度任用職員	
					6,166 (使)	26,012			
					6,098 (諸)				
					68				
							28,885		

	(県補) 3,552					26,012				4 共済費	284	社会保険料等	
										7 報償費	170,940	謝礼	
										8 旅費	501	普通旅費 費用弁償	336 165
										10 需用費	1,134	消耗品費 光熱水費	734 400
										11 役員費	16,995	通信運搬費	
										12 委託料	219,804	地域外来検査センター業務委託料 新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業委託料	
										13 使用料及び賃 借料	29,205	施設使用料 敷地借上料 機材借上料	25,405 2,700 1,100
										17 備品購入費	924	施設用備品	
計		2,739,192	471,095	3,210,287	438,917	6,166		26,012					

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		区 分	金 額	説 明
				国原支出金	地方債その他			
2 商工振興費	328,993	106,000	434,993	97,320 (国補) 34,720 (県補) 62,600		18 負担金補助及 び交付金	106,000	営業時間短縮協力支援金
計	485,074	106,000	591,074	97,320	8,680		8,680	

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特定	その他				
2 教育振興費	76,315	1,326	77,641	1,326 (県委)		一般財源	10 需用費 76	消耗品費	
				1,326			11 役務費	11	通信運搬費
計	259,919	1,326	261,245	1,326			12 委託料	1,239	地域部活動推進事業委託料

(款) 11 予備費

(項) 1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				特定	その他				
1 予備費	50,000	40,000	90,000			一般財源			
計	50,000	40,000	90,000			40,000			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
補 正 後	(620)	713,710	3,128,064	2,810,448	7,825,308	
補 正 前	(618)	709,787	3,128,064	2,781,435	7,791,820	
比 較	(2)	3,923	0	29,013	33,488	
	0					

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びハートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	地 域 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	78,930	116,268	2,960	199,173	1,607	201,570	36,826
	補正前	78,930	116,268	944	199,173	1,607	175,164	36,826
	比 較	0	0	2,016	0	0	26,406	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,782	648	77,438	45,266	681,000	828,272	532,708
7,782	648	77,438	45,266	681,000	827,681	532,708
0	0	0	0	0	591	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	3,923	その他の増減分 3,923	採用に伴う増	
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減		
		昇給に伴う増		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	28,422	制度改正に伴う増減 28,422	業務量の増加に伴う増	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
		その他の増減分		千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
	26,406	扶養手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 地域手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	夜間勤務手当 単身赴任手当 通勤手当 住居手当 退職手当 期末手当 勤勉手当	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
	591	その他の増減分 591	採用に伴う増	
	会計年度任用職員			

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和39年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和27年1月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の職員（特別職を含む。）の面前で」を削り、「朗読し、かつ、これに署名押印しなければ」を「任命権者に提出しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒
市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

保育士・幼稚園講師	1,000 円以上	7,000 円以上	
	1,250 円以下	9,690 円以下	

を

保育士・幼稚園講師	1,000 円以上	7,000 円以上	
	1,250 円以下	9,690 円以下	
保育補助員	900 円以上		
	1,100 円以下		

に

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第29条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第7条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第8条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第12条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 8 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 1 4 条第 2 項及び第 2 9 条の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 7 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 附則第 1 2 条の 2 中第 2 5 項を第 2 6 項とし、第 2 4 項を第 2 5 項とし、第 2 3 項の次に 1 項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 1 号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の第 1 4 条第 2 項及び第 2 9 条の 3 第 1 項の規定並びに改正後の附則第 7 条の 3 第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 43 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(令和元年8月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考第6項を削り、同表備考第7項中「教育・保育給付認定保護者等が」
を「教育・保育給付認定保護者等（教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保
育給付認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。）が」に改め、同項を同表備考
第6項とし、同表備考第8項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的
な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項」を「就学
前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18
年法律第77号）第2条第6項」に、「児童福祉法第7条第1項」を「児童福祉
法第43条の2」に、「若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以
下「医療型児童発達支援」という。）」を「、同条第3項に規定する医療型児童発
達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）若しくは同法第24条第2項に規
定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）」に改め、同項の

表中「若しくは医療型児童発達支援」を「、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業等」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第9項を同表備考第8項とし、同表備考第10項を同表備考第9項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

生駒市病院事業推進委員会委員の任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を任命したいから、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 川 端 信一郎

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和3年6月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史